

有機農業等の取組に対する**生産資材購入費と農業機械導入費**を補助します！

〈有機農業等推進事業〉

生産資材支援

補助額 上限100万円
5,000円 / 10a

取得が必要な
認証の種類



有機JAS認証



県認証①区分



県認証③区分

有機農業等で化学肥料不使用栽培の取組を支援するため、次の（A）又は（B）の面積に応じて、生産資材（肥料を除く。）の購入費を補助します。

- （A）有機JASの認証取得面積又は認証取得予定面積
- （B）県認証※（①・③区分）の認証取組面積又は認証取得予定面積

※県認証・・・みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度
 県認証①区分・・・農薬・化学肥料不使用栽培
 県認証③区分・・・農業節減・化学肥料不使用栽培

補助対象 次の（1）から（4）のいずれかに該当する者。

- （1）令和4年1月1日～12月31日の期間に有機JAS認証を取得した者（認証継続を含む）
- （2）令和5年1月1日～令和6年3月31日までに有機JAS認証を新規取得予定の者
- （3）令和4年1月1日～12月31日の期間に県認証（①・③区分）を取得した者
- （4）県認証（①・③区分）の新規取得に向けて、令和4年2月16日～12月31日の期間に県認証（①・③区分）の認証申請を行い、令和5年1月1日～令和6年3月31日の期間に県認証（①・③区分）を取得することが見込まれる者

	令和4年	令和5年	令和6年
(1)	有機JASの取得（又は継続）（令和4年1月1日～12月31日）		
(2)		有機JAS認証の新規取得（令和5年1月1日～令和6年3月31日）	
(3)	県認証（①・③）の取得（令和4年1月1日～12月31日）		
(4)	1 県認証（①・③）の認証申請（令和4年2月16日～12月31日）	2 県認証（①・③）の認証継続・面積拡大（令和5年1月1日～令和6年3月31日）	

機械導入支援

補助上限額 補助率1/2以内
200万円 / 1件

取得が必要な
認証の種類



有機JAS認証



県認証①区分



県認証②区分



県認証③区分



県認証④区分

※消費税及び地方消費税相当額を除きます。

有機農業等の取組を拡大する際に必要な機械等の導入経費を支援するため、次の（A）又は（B）のいずれかに該当する農業機械等の導入経費を補助します。※慣行栽培にも幅広く使用される汎用性が高いと判断される機械類を除きます。

- （A）生産拡大や軽労化につながる機械、器具
- （B）堆肥の施用に関する機械

補助対象 次の（1）から（4）のいずれかに該当する者。

- （1）令和5年1月1日から令和6年3月31日までに有機JAS認証の認証継続確認書等を交付されることが見込まれる者で、認証取得面積を、前回の年次調査時から下記のa～cの区分に応じて増加させる者
- （2）令和5年1月1日から令和6年3月31日までに有機JAS認証を新規で取得した者又は取得することが見込まれる者で、認証取得面積が下記のa～cの区分のいずれかに該当する者
- （3）県認証の認証取得面積の拡大に取り組む者（次のア～エを全て満たす者）
 - ア 令和4年1月1日～12月31日の期間に県認証を取得した者
 - イ アの県認証の次作の県認証取得に向けて、令和4年2月16日～12月31日までに県認証の認証申請を行った者
 - ウ 令和5年1月1日～令和6年3月31日までの間に県認証を取得することが見込まれる者
 - エ イの県認証取得の際、認証対象農産物の作付面積を、アの県認証取得時よりも下記のa～cの区分に応じて増加させる者
- （4）県認証に新規に取り組む者（次のア～ウを全て満たす者）
 - ア 令和4年2月16日～12月31日までに県認証の認証申請を行った者
 - イ 令和5年1月1日～令和6年3月31日までの間に県認証を取得することが見込まれる者
 - ウ 認証対象農産物の作付面積が、下記のa～cの区分のいずれかに該当する者

※上記（1）から（4）の各認証の新規認証取得面積又は認証取得面積拡大の要件は次のa～cのとおりです。

- a. 土地利用型作物（水稻、大豆、麦等） 30a以上
- b. 園芸作物（露地野菜、果樹等） 10a以上
- c. 園芸作物（施設園芸等） 3a以上

	令和4年	令和5年	令和6年
(1)	1 有機JASの取得（又は継続）（令和4年1月1日～12月31日）	2 有機JAS認証の認証継続・面積拡大（令和5年1月1日～令和6年3月31日）	
(2)		有機JAS認証の新規取得（令和5年1月1日～令和6年3月31日）	
(3)	1 県認証の取得（令和4年1月1日～12月31日）		
	2 県認証の認証申請（令和4年2月16日～12月31日）	3 県認証の認証継続・面積拡大（令和5年1月1日～令和6年3月31日）	
(4)	1 県認証の認証申請（令和4年2月16日～12月31日）	2 県認証の新規取得（令和5年1月1日～令和6年3月31日）	

補助申請の流れ

事業実施主体
(農業者)

地方振興事務所
(地域事務所)

農政部
みやぎ米推進課

宮城県

募集期間

令和4年11月10日(木)～令和5年1月6日(金)

事業の申請

事業実施主体 (交付申請書等の作成)

- ・ 交付申請書 (別記様式第1号)
- ・ 事業実施計画書 (別記様式第1号-1-A又は別紙様式第1号-1-B)
- ・ 収支予算書 (別記様式第1号-2) ※機械導入支援の場合のみ添付
- ・ 誓約書 (別記様式第1号-3)
- ・ **有機JAS認証取得に向けた栽培計画 (別記様式第1号-4, 5) ※有機JAS認証取得予定者又は面積拡大予定者のみ添付**
- ・ 県税納税証明書 (原本)
- ・ その他必要な書類 (有機JAS認証書 (又は認証継続が確認できる書類), 県認証通知書, 県認証申請書等)
※機械導入支援の場合は, 導入する機械等のカタログ, 見積書 (2者以上)

各地域の地方振興 (地域) 事務所に提出 (令和4年11月10日～令和5年1月6日まで)

(確認・取りまとめ)

みやぎ米推進課に提出

・ 交付決定

※令和5年2月頃

事業実施主体 (実施報告書等の作成)

- ・ 実績報告書 (別記様式第4号)
- ・ 事業実施報告書 (別記様式第1号-1-A又は別紙様式第1号-1-B)
- ・ 収支精算書 (別記様式第1号-2) ※機械導入支援の場合のみ添付
- ・ その他必要な書類 (有機JAS認証書 (又は認証継続が確認できる書類), 県認証通知書, 県認証申請書等)

各地域の地方振興 (地域) 事務所に提出 (令和5年2月28日まで)

(確認・取りまとめ)

みやぎ米推進課に提出

・ 額の確定及び (精算) 支払い

事業の実施・完了

※令和6年3月頃

事業実施主体 (取組状況等報告書の作成)

- ・ 取組状況等報告書 (別記様式第8号)

各地域の地方振興 (地域) 事務所に提出 (令和6年4月30日まで)

(確認・取りまとめ)

みやぎ米推進課に提出

取組状況報告

検索

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/yuki-suishin.html> (宮城県 有機農業等推進事業)

問い合わせ先

各地域を所管する地方振興 (地域) 事務所農業振興部 農業振興班・地域調整班
又は, 宮城県農政部みやぎ米推進課 環境対策保全班 (TEL: 022-211-2845)

